

令和2年（2020年）4月23日

山口県知事
村岡 嗣 政 様

国民民主党山口県総支部連合会
代表 加藤 寿彦

新型コロナウイルス感染症対策に対する要請

国は4月16日に、同月7日の7都府県に続いて特定都道府県に6道府県を追加すると共に、それ以外の山口県を含むすべての県において、緊急事態措置の対象とすることとされました。

山口県でもこれを受け、最低7割、極力8割程度の接触を減らすことや不要不急の外出をしないこと、県外への外出や県外からの流入を止めること、特に繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛など、県民及び企業に対して要請を发出されました。

本県では3月3日の下関市での発症から、これまでの陽性反応罹患者は31人（4月21日現在）となり、感染者数の増加は歯止めがかからない状況となっており、ここで対処を誤ると爆発的感染者数増加にもつながりかねません。

国民民主党山口県連合会は、感染症対応が新たなステージに入ったことから、山口県民の安心・安全確保の観点から、県民からの切実な意見も拝聴し、それらを踏まえて次のとおり取りまとめましたので、要請します。

1. 発熱状況や症状により不安を持つ県民すべてに対して、早急に感染状況を把握できるよう簡便に検査を行える検査手法の導入や医療機関との協力を含め、検査体制の確保・充実に取り組むこと。
2. 緊急事態宣言を受け、本県へ持ち込まない、持ち出さないためにも、県民及び県内企業に対して県外・県内への出入りを最大限抑え込み、一定期間を設定して本県での人の出入りを把握する措置を講ずること。
3. 利用制限や特措法による休業を4月21日から要請されましたが、他県での実施状況を鑑み、早急に本県独自の対象者への救援対策を講じること。併せて国が示しているあらゆる対策を遺漏なく対象となる県民に周知徹底を図り、申請漏れ等ない対応を徹底すること。

4. 感染についての相談窓口ともなる保健所での業務が回るよう、独自の人員増や国から示されている強化策に準じて、人的支援や業務委託などの対応を早急に図ること。
併せて、県内医療機関での重篤者受け入れ可能な病床を確保するとともに、軽症者受け入れができる宿泊施設確保などを並行して進め、医療崩壊を起こさない体制を早期に構築すること。
また、病院施設の受け入れ準備（機器や資材確保）を早急に進めること。
5. 学校・専門学校・職業訓練校等の休校対応を徹底すること。また、児童・生徒にはスクール GIGA 構想に沿った整備を早期に確立し、誰一人取り残さない対応を確実に進めること。
6. 県民の不安が払拭されない状況から、差別や偏見が横行している。経過観察者などが居住する地域や関連する箇所、罹患者や医療従事者及び親族などが、差別や偏見を受けないう、啓発活動を強化すること。
また、妊娠中あるいは里帰り出産の予定をされている方々への配慮や、妊娠者や乳幼児、高齢者等と同居し、罹患者との接触がある医療従事者などへの配慮をすること。